

国際公会計基準審議会（IPSASB）会議報告

2025 年 3 月 18 日～21 日 アメリカ合衆国・ワシントン D.C.会議

IPSASB テクニカル・アドバイザー 公認会計士 落谷 竹生

本報告記事の目次と決定事項の概略

番号	議題（リンク）	会議前までの状況	今回会議での討議・決定事項	頁
1	全般的事項	—	2024 年 12 月の議事録を承認した。	3
2	事務局長による作業計画報告	—	—	3
3	PIC ガバナンス・アップデート	—	—	5
4	IPSAS と GFSM の関係強化	プロジェクト概要書を検討した。	プロジェクト概要書を承認した。 ED 第 83 号を承認した。	5
5	重要性の判断の行使	プロジェクト概要書を検討した。	プロジェクト概要書を承認した。	6
6	IPSASB 適用グループ	—	金融商品に関連する六つの IPSAS 改善案を検討した。	8
7	IPSAS 第 33 号—限定的な改訂	ED 第 91 号を承認・公表した。	ED 第 91 号に寄せられたコメントをレビューした。	12
8	適用後レビュー	—	IPSAS 第 20 号「関連当事者取引」の PIR ニーズについて調査を行う。	15
9	IASB の引当金プロジェクトの概説	—	—	16
10	測定—適用フェーズ	ED 第 90 号を承認・公表した。	ED 第 90 号に寄せられたコメントをレビューした。	16
11	財務諸表の表示	CP 草稿の作成に向け、全般的な事項と、財政状態計算書、財務業績計算書に関する論点を検討した。	財務業績計算書と純資産・持分変動計算書に関する CP 草稿を検討した。	19
12	作業計画コンサルテーション	—	プロジェクト候補と CP の構成について検討した。	22
13	サステナビリティ：気候関連開示	SRS ED 第 1 号を承認・公表した。	コメントの分類と分析方法について検討した。	23
—	参考情報その 1 ・ 現中計期間（2024～2028 年）に公表済みの基準書等（原文と日本語解説記事）			25

IPSASB 2025 年 3 月会議報告記事

番号	議題（リンク）	会議前までの状況	今回会議での討議・決定事項	頁
	- IPSAS と日本の政府会計の比較研究 - 基準書の日本語訳 - コンサルテーション文書・公開草案と、その解説記事、提出コメントレター - 過去の IPSASB 会議の報告記事 - IPSASB のボードメンバー 一覧			
ー	参考情報その 2 各プロジェクトの前回会議までの報告記事まとめ			29

(略称) IPSAS (International Public Sector Accounting Standard) : 国際公会計基準

RPG (Recommended Practice Guideline) : 推奨実務ガイドライン

IFRS (International Financial Reporting Standard) : 国際財務報告基準

ED (Exposure Draft) : 公開草案

CP (Consultation Paper) : コンサルテーション・ペーパー

(注)

本稿は、IPSASB の 2025 年 3 月会議アジェンダ・ペーパー（議題文書）の番号順（上表「番号」）に並べている。「会計・監査ジャーナル」2025 年 7 月号の掲載記事とは構成が異なる場合がある。

今回から、個々の議題について、IPSASB としての決定事項と、事務局への指示事項を、それぞれ枠内に表記している。決定事項と指示事項は、次回以降の会議のアジェンダ・ペーパーの冒頭に、審議の履歴として表記される。

IPSASB 会議のアジェンダ・ペーパー及びプレゼンテーション資料等は、IPSASB ウェブサイト (<https://www.ipsasb.org/meetings>) から入手できる。詳しくは原文資料を参照されたい。また、本稿末尾の「[参考情報その 1](#)」に、IPSASB 関連の公表文書、解説記事、翻訳等へのリンク、ボードメンバー一覧等の資料をまとめているので参照されたい。

1. 全般的事項

2025 年 3 月の IPSASB 会議は、2025 年 3 月 18 日～21 日に、アメリカ合衆国、ワシントン D.C. の世界銀行本部にて開催された¹。参加者は、18 名のボードメンバー（以下、メンバー）をはじめ、テクニカル・アドバイザー（以下、TA）、招待オブザーバー及びスタッフを合わせて 50 名であった。

今回の IPSASB 会議では、以下の公表文書と、二つのプロジェクト概要書が承認された。

承認	公開草案第 93 号「「重要性がある」の定義」（IPSAS 第 1 号、IPSAS 第 3 号、及び概念フレームワーク第 3 章の修正）	本稿 5. を参照
----	--	-----------

本稿は会議の議題と決定事項の報告であり、上記文書の詳細は解説していない。公表後に解説記事を別途掲載するのでそちらを参照されたい。

冒頭、議長が新メンバー 3 名を紹介した。

- ・ Karen Sanderson（イギリス、CIPFA テクニカル・ダイレクター、元 CAG メンバー）
- ・ Sung-Jin Park（韓国、延世大学教授）
- ・ Yun Huang（中国、財務省）

2024 年 12 月会議の議事録案（非公開）について、異論なく承認した。

会議前日の 3 月 17 日に世界銀行主催のイベントがあった関係で、世界銀行の Serder Yilmaz 氏から挨拶があった。

EU 統計局の John Verrinder 氏から、欧州公会計基準（EPSAS）の進展について報告があった。現在は発生主義会計の導入促進により、EU 加盟国の財務の透明性の向上を図ることに注力している。EPSAS のフレームワークも開発を継続している。最近はイタリア、ギリシャなどの南欧の国々で発生主義の成熟度が向上しているとのこと。

2. 事務局長による作業計画報告

(1) 事務局長からの連絡事項（会議初日）

- ・ SRS ED 第 1 号「気候関連開示」と ED 第 92 号「有形天然資源」のコメント募集期間が終了しており、2025 年はコメントレターの分析を行うことになる。
- ・ 世界銀行のイベントはサステナビリティ報告に深く関連していた。SRS ED 第 1 号の開発に対する世界銀行の支援に深く感謝する。
- ・ 2025 年 12 月はニューヨークで会議を開催予定だが、まだ会場が決まっていない。
- ・ メンバーの Patricia Siqueira Varela 氏に、CIGAR の年次大会への参加の機会を頂いたことに感謝する。2025 年 6 月にはギリシャで CIGAR のイベントがあり、その際に IPSASB として論文を公募している。査閲関係者に感謝する。

¹ 会議の動画は YouTube で公開され、無償で視聴できる予定とのこと（4 月 11 日現在、未公開）。

- 2025 年 9 月にはポルトガルのリスボンで会議の予定であるが、それに合わせて公的部門基準設定主体フォーラム（PSSSF）を開催予定である。日曜日夜の交流会から開始し、月曜日は終日フォーラム、火曜日から IPSASB という流れを予定している。

(2) 事務局長からの連絡事項（会議最終日）

- 今回の会議では、二つのプロジェクト概要書と、ED 第 93 号「「重要性がある」の定義」を承認することができた。
- 次は、2025 年 4 月 30 日にオンライン会議を開催する。議題は、SRS ED 第 1 号「気候関連開示」と ED 第 92 号「有形天然資源」に寄せられたコメントのレビューを予定している。

(3) プロジェクトの進捗等（2024 年～2028 年の現中期計画期間）：2025 年 3 月 31 日時点

最終文書の承認予定が早い順に掲載。

濃い灰色：プロジェクト完了又は公開終了。

灰色：承認済かつ公表前。又は承認済かつコメントレター募集期間中。

無色：承認前。

プロジェクト	CP 承認	ED 承認	最終文書	
			承認	公表
IPSAS の改善 2023	—	2023/10 ED85	2024/03	2024/04
戦略及び作業計画 次期中期計画の策定	2023/09	—	2024/09	2024/10
リース・フェーズ 2 公的部門特有のリースに関する規定の追加	2020/12 (RFI)	2022/12 ED84 2024/03 ED88	2024/06	2024/10
鉱山関連のガイダンス（天然資源） IFRS6 に対応する IPSAS を開発	2022/03	2023/12 ED86	2024/09	2024/11 IPSAS50
IFRIC20 に対応する適用指針を開発		2023/12 ED87	2024/09	2024/11
IFRIC アラインメントー狭い範囲の修正 IFRIC 解釈指針の取り込み	—	2024/03 ED89	2024/12	2025/01
測定・フェーズ 2 現在操業価値の各基準書への適用	—	2024/06 ED90	2025/06	
IPSAS 第 33 号（初度適用）の改訂 トピック別に内容を整理し使いやすくする	—	2024/06 ED91	2025/06	
重要性の判断の行使（フェーズ 1） 重要性の定義の一貫性を確保する	—	2025/03 ED93	2025/09	
気候関連開示 IFRS-S2 を公的部門用に修正	2022/03	2024/09 ED SRS 1	2025/12	

プロジェクト	CP 承認	ED 承認	最終文書	
			承認	公表
天然資源 天然資源の認識・測定・表示の基準書	2022/03	2024/09 ED92	2025/12	
IPSAS の改善 2025 IASB の改訂等を IPSAS に取り込む	—	2025/09	2025/12	
IPSAS と GFS の関係強化 GFSM2014 との整合性を改善する		2025/09	2026/03	
作業計画中間コンサルテーション IPSASB の作業計画に関する意見を求める	2025/09	—	2026/06	
財務諸表の表示 IASB の進展等を検討	2025/09	未定	未定	

本稿後半の「[参考情報その 1](#)」に IPSASB 関連の記事、翻訳等へのリンクをまとめているので、必要に応じて参照されたい。

3. PIC ガバナンス・アップデート（アジェンダ 3）

IPSASB の公益委員会（PIC）の共同議長である Jón Blöndal 氏（OECD）と Samia Msadek 氏（世界銀行）から、2025 年 3 月に行われた PIC の会議に関する報告があった。

PIC は三つの項目を特に重視している。堅固なデュー・プロセス、適性と包括性を重視したメンバー選定、関連性と適時性を伴う基準書開発である。PIC として IPSASB の現状に満足していること、サステナビリティ報告基準の開発に対する期待が大きいこと、等の説明があった。

4. IPSAS と GFSM の関係強化（アジェンダ 4）

(1) 本プロジェクトの目的

本プロジェクトは、会計方針の選択に関する IPSAS のガイダンスを、IMF が公表している政府財政統計マニュアル（GFSM）2014² に整合させることを目的としている。

(2) 前回の会議

2024 年 12 月の会議では、「プロジェクト概要書」の草稿について検討を行い、次の 2 項目を決定した。（前回の決定事項の詳細は、「[参考情報その 2](#)」を参照。）

- プロジェクトの目的を「IPSAS と GFSM のリンクを強化する」にする。
- プロジェクトを次の 2 段階で実施する
 - IPSAS と GFSM との整合性が保たれている分野を明確にする
 - IPSAS と GFSM の整合性を増加させられる機会を識別する

² 国際通貨基金（IMF）の [GFSM2014](#)

(3) プロジェクト概要書の検討 (4.2.1)

2024 年 12 月会議の決定事項に基づいて、作業工程表などが修正された「プロジェクト概要書」案を検討した。ページ毎のレビューを実施したうえで、「プロジェクト概要書」の修正案を 18 名のメンバー全員の賛成で承認した。

決定事項	プロジェクト概要書「IPSAS 基準と GFSM2014 の関係性の強化」(草稿)を承認した。
------	---

(4) 公開草案の策定方針の検討 (4.2.2)

公開草案「IPSAS と GFSM2014 の関係性の強化」の草稿(議案書 4.3.2)の開発方法について検討した。この草稿は、IPSAS 第 22 号「一般政府部門の財務情報の開示」に、個々の IPSAS と GFSM との整合性に関する「適用ガイダンス」(IG)を追加し、巻末には個々の IPSAS に追加する「GFS との比較」案を追加する提案となっている。

また、2024 年 12 月会議の指示事項に基づいて、議案書 1.7「IPSAS と GFSM の整合性ダッシュボード」が改訂され、各 IPSAS の認識と測定 of 要求事項と、GFSM との整合性が一覧できるようになっている。

事務局の説明後、メンバーは議案書 4.3.2 の公開草案草稿について議論を行った。

決定事項	- 新しい「IPSAS 基準と GFSM の整合性ダッシュボード」(議案書 1.7)の開発方法を承認した。 - 公開草案「IPSAS 基準と GFSM2014 の関係性の強化」の開発方法を承認した。
事務局への指示	- IPSAS 基準に基づく財務情報が GFSM 統計の作成に不十分な場合に、追加情報を収集する必要がある主な分野の概要を、IPSAS 第 22 号「一般政府部門の財務情報の開示」の強制力のないガイダンスに含めること。 - IPSAS 第 22 号の強制力のないガイダンスの冒頭に、GFSM に準拠した会計方針を選択する際には、公的部門の主体の一般目的財務報告書の様々な主要な利用者グループのニーズを考慮すべき旨を記載する。

5. 重要性の判断の行使 (アジェンダ 5)**(1) 本プロジェクトの目的と前回の会議**

このプロジェクト案は、IFRS 実務記述書第 2 号「重要性の判断の行使」に基づくガイダンスを IPSAS に取り込むことにより、IPSAS 財務諸表を作成する主体が、重要性の判断を行う際に役立つようにすることを目的としている。

2024 年 12 月会議では、「プロジェクト概要書」の草稿について検討を行い、本プロジェクトを次の 3 段階で実施することを決定した。(前回の決定事項の詳細は、「[参考情報その 2](#)」を参照。)

フェーズ 1	IPSASB の財務報告ガイダンスにおける「重要性」の用語定義に一貫性があるかどうかを確認し、必要な場合は修正案を提示する。
フェーズ 2	財務報告における重要性の用語について、IFRS 実務記述書第 2 号「重要性の判断の行使」に基づく強制力のないガイダンスを策定する。(狭い範囲のプロジェクト)
フェーズ 3	サステナビリティ報告における重要性の用語について、IPSASB SRS に従ってサステナビリティ報告書を作成する際の、重要性の判断の行使に関するガイダンスを策定する。

(2) プロジェクト概要書の承認 (5.2.1)

2024 年 12 月会議の決定事項に基づいて修正された「プロジェクト概要書」案について、ページ毎にレビューを行った。公開草案が軽い内容なのでフェーズを二つに分けずにまとめてはどうか、という提案があったが、原案どおり二つに分けることとなった。プロジェクト概要書の修正案について投票を行い、18 名全員の賛成で承認した。

決定事項	プロジェクト概要書「重要性の判断の行使」を承認した。
------	--

(3) 重要性の用語定義：主な利用者 (5.2.2)

IPSASB の「概念フレームワーク」第 3 章（質的特性）の第 3.32 項の重要性の説明文における「利用者」を「主要な (primary) 利用者」に修正する事務局提案について議論した。IASB の概念フレームワークでも「主要な利用者」の用語が使用されており、異なる用語を使用する公的部門特有の理由はないという提案であったが、様々な意見が出た。「主要な」の用語の使用について投票を行ったところ、14 名が賛成、4 名が反対となり、公開草案では「主要な」を使用することになった。

(4) 重要性の用語定義：一貫性 (5.2.3)

IPSAS の全体にわたって重要性の用語の一貫性を確保するための修正案を検討した。

- IPSAS 第 1 号「財務諸表の表示」における重要性の用語定義とガイダンスを修正する。
- IPSAS 第 3 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」における重要性の用語定義を削除する。
- IPSAS 第 1 号の上記の修正に基づいて、IPSAS 第 14 号「後発事象」及び IPSAS 第 19 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」のガイダンスにも必要な修正を行う。

(5) 公開草案 (ED) 第 93 号「「重要性がある」の定義」(IPSAS 第 1 号、IPSAS 第 3 号、及び概念フレームワーク第 3 章の修正) (5.2.4)

公開草案についてページ毎のレビューを実施した。修正稿を会議 3 日目に配る。

コメント期間を 60 日間とする提案については、特に反対はなかった。

会議 4 日目に公開草案の修正稿についての検討が行われ、投票の結果、18 名全員が賛成し承認された。

決定事項	- ED 第 93 号「重要性がある」の定義（IPSAS 第 1 号、IPSAS 第 3 号、及び概念フレームワーク第 3 章の修正）を承認した。 - ED 第 93 号の公開期間は 60 日とする。
------	---

6. IPSASB 適用グループ（アジェンダ 6）

(1) IPSASB 適用グループの概説（6.2.1）

IPSASB 適用グループ（IAG）の活動と、その 2025 年の作業計画について説明を受けた。

- IAG の議長は Andrew van der Burgh 氏（IPSASB メンバー、南アフリカ）
- 他の IAG メンバーは 2025 年の第 2 四半期に決める
- 2025 年 2 月時点で、12 の IASB 文書が「IPSAS の改善」の候補として挙げられた
- 金融商品関連が六つ、公的部門の結合と連結が四つ、初度適用が二つである
- 内容が幅広く、数も多いので、3 月、6 月、9 月の 3 回に分けて検討する
- 9 月の会議で公開草案「IPSAS の改善 2025」草稿を検討し、承認する

IAG のメンバーの選定方法について質問があり、様々なバックグラウンドを持つメンバーから選定するとの回答があった。

(2) サプライヤー・ファイナンス契約（6.2.2）

IASB が 2023 年 5 月に公表した文書「サプライヤー・ファイナンス契約」（IAS 第 7 号及び IFRS 第 7 号の修正）を、対応する二つの IPSAS に取り込む提案である。IASB 文書と IPSAS の対応関係は下表のとおりで、二つの IPSAS の修正案は議案書 6.3.1 に示されている。

IASB 文書	対応する IPSAS
IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」	IPSAS 第 2 号「キャッシュ・フロー計算書」
IFRS 第 7 号「金融商品：開示」	IPSAS 第 30 号「金融商品：開示」

サプライヤー・ファイナンス契約は、リバース・ファクタリング契約ともいい、仕入先に対する買掛金を、金融機関が立て替えて支払う取引を指す。この契約によって主体は買掛金の支払期限を延ばすこと、又は仕入先の求める早期の支払期限までに支払いを行うことが可能になる。

IPSAS 第 2 号に対する修正は、サプライヤー・ファイナンス契約の特徴を説明し、この種の契約が主体の負債やキャッシュ・フローに及ぼす影響と、主体の流動性リスクへのエクスポージャーに関する情報を開示することを求めている。

IPSAS 第 30 号に対する修正は、適用指針（AG）と適用ガイダンス（IG）の修正であり、サプライヤー・ファイナンス契約による流動性リスクを明確に扱うことになる。

主なコメントは以下のとおり。

- このような取引は公的部門で一般的なのか？ → 調べていないが民間では一般的。

- 予算統制への影響を開示するべき。
- PS ではこの種の取引は不適切。→ 個別の国の事情と、国際的な視点は切り離すべき。
- 実態調査をしたほうがよい。
- 民間と違う方法をとる理由はない
- SMC を設けて意見を求める。

決定事項	• サプライヤー・ファイナンス契約に関する追加開示を、公開草案に含める。
事務局への指示	• 公的部門ではサプライヤー・ファイナンス契約が一般的に行われているのかについて、特にコメントを求める事項（SMC）を、公開草案に含める。

(3) 金融商品の分類と測定（6.2.3）

IASB が 2024 年 5 月に公表した文書「金融商品の分類及び測定」（IFRS 第 9 号及び IFRS 第 7 号の修正）を、対応する二つの IPSAS に取り込む提案である。IASB 文書と IPSAS の対応関係は下表のとおりで、二つの IPSAS の修正案は議案書 6.3.2 に示されている。

IASB 文書	対応する IPSAS
IFRS 第 9 号「金融商品」	IPSAS 第 41 号「金融商品」
IFRS 第 7 号「金融商品：開示」	IPSAS 第 30 号「金融商品：開示」

この修正には、四つの論点が含まれている。

① 金融負債の認識の中止の日付

IPSAS 第 41 号「金融商品」第 35 項は、金融負債の認識の中止時点は、金融負債が消滅した時、すなわち、契約中に特定された義務が免責、取消し、又は失効となった時であると定めている。通常は負債の決済によって義務が免責されることになる。

この修正は、IPSAS 第 41 号第 35 項の原則に対して、電子送金による負債の決済の場合の、例外的な規定を定めるものである。主体が電子送金で負債を決済し、かつ、一定の条件を満たす場合には、決済日（相手方の受取日）よりも前の日付（送金を指図した日）で負債の認識を中止することができる。

② SPPI 要件の評価

近年、環境、社会及びガバナンス（ESG）連動要素及びその他の類似の偶発的特性を含む金融商品が発行されている。この修正は、そのような ESG 指標の達成状況によって金利に影響が生じる金融資産の特性と、金融商品会計基準における SPPI 要件との関係を明確にするものである。

IPSAS 第 41 号「金融商品」第 41 項は、「金融商品の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払いのみであるキャッシュ・フローが所定の日を生じる」かによっ

て、金融資産の分類を判定することを定めている。「元本及び元本残高に対する利息の支払いのみ」であることを略して SPPI という。SPPI 要件を満たす金融資産は、償却原価で測定する。

IPSAS 第 41 号「金融商品」の修正は、ESG 目標の達成等の偶発的な事象に基づいて契約上のキャッシュ・フローの時期や金額が変動する契約条件について、主体は、偶発的な事象の発生確率にかかわらず、契約で定めたシナリオにより生じ得る全てのキャッシュ・フローが、キャッシュ・フローを変更する契約条件のない基本的な融資契約と大幅に異なるかどうかを検討する必要があることを明確にしている。

IPSAS 第 30 号「金融商品：開示」の修正は、基本的な融資のリスクやコストの変動とは直接関連しない偶発事象により、契約上のキャッシュ・フローが変動に晒される金融資産と金融負債について、契約条件の開示を義務付けている。

③ ノンリコース特性と、契約上リンクされた金融商品

IPSAS 第 41 号「金融商品」の修正は、上記の SPPI 要件の評価に関連して AG78 項に例示されていたノンリコース金融商品の例示をより具体的な指針とするものであり、金融資産が「ノンリコース特性」を持つためには、債権者がキャッシュ・フローを受け取る最終的な権利は、契約上、特定の資産によって生み出されるキャッシュ・フローに限定されることを明確にしている。

また、ノンリコース特性を備えた取引と、複数の契約上リンクされた金融商品を使用して、異なる劣後順位を持つ保有者への支払いを優先する取引（つまり、特定のトランシェへの支払いを優先するウォーターフォール支払い構造）との区別を明確にしている。

④ 資本性金融商品への投資に関する開示

IPSAS 第 30 号「金融商品：開示」の修正により、純資産・持分を通じて公正価値で測定する資本制金融商品への投資の、純資産・持分における公正価値の利得・損失の開示を拡大した。期間中に認識が中止された投資からの公正価値の利得・損失は、期末時点で主体がまだ保有している投資からの利得・損失とは別に開示する必要がある。

主なコメントは以下のとおり。

- 設例を、気候より広範な ESG に広げるべき
- 公的部門用にガイダンスを作成しなくても、IPSAS 第 3 号の基準適用のヒエラルキーによって同じ内容を適用できるのではないか。

決定事項	• 金融商品の分類及び測定に関する修正を公開草案に含める。これには、負債が「履行された（discharge）」とみなされる時点についての追加ガイダンス、契約上のキャッシュ・フローが元本と利息の支払いのみであるかどうかの評価（SPPI 要件）の明確化、純資産・持分における公正価値の累積利得・欠損に関する追加開示などが含まれる。
------	---

(4) IFRS 会計基準の年次改善（第 11 集）に基づく金融商品基準の修正（6.2.4）

IASB が 2024 年 7 月に公表した文書「IFRS 会計基準の年次改善（第 11 集）」の一部を、対応する IPSAS に取り込む提案である。IFRS 年次改善の金融商品に関連する各パートと、IPSAS の対応関係は下表のとおりで、各 IPSAS の修正案は議案書 6.3.3 に示されている。

IFRS 会計基準の年次改善（第 11 集）の内訳	対応する IPSAS
IFRS 第 7 号「金融商品：開示」の修正	IPSAS 第 30 号「金融商品：開示」
IFRS 第 7 号「金融商品：開示」の適用ガイダンスの修正	同上
IFRS 第 9 号「金融商品」	IPSAS 第 41 号「金融商品」

IFRS 第 7 号「金融商品：開示」の修正は、適用指針の修正と適用ガイダンスの修正の二つに分かれているため、金融商品基準関連では三つの改善文書が存在する。内容は、いずれも重大なものではなく校正レベルの修正である。

① IPSAS 第 30 号「金融商品：開示」の修正

AG40 項の IPSAS 第 30 号第 32 項への参照箇所を、IPSAS 第 46 号「測定」への参照に修正した。

② IPSAS 第 30 号「金融商品：開示」の適用ガイダンスの修正

IPSAS 第 30 号の適用ガイダンスの「はじめに」のセクションを修正し、必ずしも参照先の本文の全ての要求事項を表しているわけではない旨を明記した。

IPSAS 第 30 号の適用ガイダンスを修正し、IPSAS 第 46 号「測定」によって修正された IPSAS 第 30 号の本文の言い回しを修正した。

③ IPSAS 第 41 号「金融商品」の修正

リース負債の帳簿価額と、その消滅のために支払った対価の差額は、IPSAS 第 41 号の範囲であることを明確化した。

IFRS 第 9 号の当初測定 of 要求事項を修正し、IPSAS 第 47 号「収益」と整合させた。

事務局提案に、特に異論は出なかった。

決定事項	IPSAS 第 30 号「金融商品：開示」と IPSAS 第 41 号「金融商品」に対する、明確化と校正上の修正を公開草案に含める。
------	--

(5) 自然依存電力を参照する契約（6.2.5）

IASB が 2024 年 12 月に公表した文書「自然依存電力を参照する契約（IFRS 第 9 号及び IFRS 第 7 号の修正）」を、対応する二つの IPSAS に取り込む提案である。IASB 文書と IPSAS の対応関係は下表のとおりで、二つの IPSAS の修正案は議案書 6.3.4 に示されている。

IASB 文書	対応する IPSAS
IFRS 第 9 号「金融商品」	IPSAS 第 41 号「金融商品」
IFRS 第 7 号「金融商品：開示」	IPSAS 第 30 号「金融商品：開示」

① IPSAS 第 41 号「金融商品」の修正

自然依存電力を参照する契約を「電源が制御不能な自然条件に依存しているため、主体を基礎となる電力量の変動にさらず契約」と説明する。この説明には、自然依存電力を購入又は販売する契約や、そのような電力を参照する金融商品も明示的に含まれる。

本文と適用指針を拡張し、自然依存電力契約に自己使用の例外を適用する際の考慮事項を含める。要約すると、追加されたガイダンスでは、主体が過去、現在、及び予想される将来の電力取引に関する合理的かつ裏付けのある情報を合理的な期間（最大 12 か月）にわたって検討し、そのような契約が予想される電力使用量に従って締結されているかどうかを判断することが求められる。

ヘッジ会計の要求事項を改正し、主体が予測電力取引のヘッジにおいて自然依存電力を参照する契約をヘッジ手段として指定できるようにする。新しい要求事項の適用を支援するために、IPSAS 第 41 号に例示も追加する。

② IPSAS 第 30 号「金融商品：開示」の修正

自然依存電力を参照する契約が電力の供給で決済されるか、現金又は他の金融商品で純額決済されるかにかかわらず、そのような契約では、電力の発電源が制御できない自然条件に依存するため、主体は変動性にさらされる。IPSAS 第 30 号の開示規定を修正し、そのような契約が主体の将来のキャッシュ・フローと財務業績にどのような影響を与えるかについて、より高い透明性を求めている。

事務局提案に、特に異論は出なかった。

決定事項	自然依存型電力を参照する契約に関する追加ガイダンスを公開草案に含める。当該追加ガイダンスには、これらの契約の説明、これらの契約が金融商品会計の自己使用の例外を満たす場合、これらの契約をヘッジ手段として指定できる場合、及びこれらの契約に関する開示が含まれる。
事務局への指示	契約上のキャッシュ・フローが元本と利息の支払いのみであるかどうかの評価に関する例を、環境、社会、ガバナンスの目標全般に言及するように修正し、「結論の根拠」でこの変更について説明する。

7. IPSAS 第 33 号の範囲を限定した改訂（アジェンダ 7）

(1) プロジェクトの説明と、これまでの進展

本プロジェクトは、IPSAS 第 33 号「発生主義国際公会計基準（IPSAS）の初度適用」を改訂し、利用者がより使いやすい内容にすることを目的としている。

IPSASB は 2023 年 6 月会議から本プロジェクトの検討を開始した。その後、2024 年 6 月会議で ED 第 91 号「発生主義国際公会計基準（IPSAS）の初度適用」の限定的な範囲の改訂（IPSAS 第 33 号の修正）」³を承認し、2024 年 8 月に公表した。ED 第 91 号の開発過程の詳細については、[2024 年 6 月会議の報告記事](#)を参照されたい。今回は、ED 第 91 号に寄せられたコメントレターの初回の検討を行った。

(2) 公開草案（ED）第 91 号に寄せられたコメントのレビュー（7.2.1）

ED 第 91 号「発生主義国際公会計基準（IPSAS）の初度適用」の限定的な範囲の改訂（IPSAS 第 33 号の修正）」に寄せられたコメントレターの概要説明を受けた。二つの SMC（コメント募集事項）のどちらも、賛成と部分的に賛成の意見が 90%を占めており、多くの関係者が ED 第 91 号の方向性に賛成していた。メンバーからも特にコメントはなかった。

(3) SMC 1－IPSAS 第 33 号に対する包括的な見直し（7.2.2）

ED 第 91 号の SMC 1 は、IPSAS 第 33 号の包括的な見直しの方向性について五つの項目を質問していた。

- (a) 規範性を有する文章と「結論の根拠」を、トピック別にガイダンスを再構成することによって修正する。
- (b) ガイダンスを修正して、理解可能性を向上させ、重複を減らす。
- (c) 利用可能な免除規定を適用するか適用しないかの選択肢を強調することによって、初度適用主体に IPSAS を段階的にできるだけ早く適用することを奨励するために、関連するガイダンスを修正する。
- (d) IPSAS 第 33 号の理解可能性と適用を支援するために、（特に、適用ガイダンスに）規範性のないガイダンスを追加する。
- (e) 発生主義 IPSAS へ移行するための、採用前の計画と準備の段階に係る規範性のないガイダンスを追加する。

回答者の 48%が賛成、43%が条件付きの賛成、5%が反対、5%が無回答であった。

SMC 1 には圧倒的な支持が寄せられたので、事務局は SMC 1 で問いかけた(a)から(e)の方向性を変えずに最終文書を開発することを提案した。ただし、次の事項については、回答者からのコメントに基づく修正を行う。

³ [公開草案第 91 号「発生主義 IPSAS の初度適用」の限定的な範囲の改訂（IPSAS 第 33 号の修正）」の解説記事](#)

- 例外規定のうち、適正表示と IPSAS 遵守に影響するものと影響しないものの一覧表を追加する。
- AG セクションの詳細な目次を追加する。
- ED 第 91 号の AG54 項が IPSAS 第 32 号を含んでいないことについて分析を行う。
- クラス別かカテゴリー別でどのように AG19 項を適用すべきかのガイダンスを IG（適用ガイダンス）で明確化する。
- 移行期間の長さを IG で明示する。
- 移行期間にわたり徐々に項目の記録を進めることを認めるべきか、さらに分析する。
- IG D.2 項の見積の変更に関するガイダンスを明確化する。
- ED 第 91 号では削除されていた IPSAS 第 33 号の文章の一部を復活させる。
- ガイダンスの配置について、適宜、変更する。
- 校正と明確化を適宜、進める。

メンバーからの主なコメントは次のとおり。

- 適用グループに寄せられたコメントの扱いはどうなるのか。→持ち帰り検討する
- 例えば有形固定資産について一部は旧基準、一部は新基準を遵守しているような場合の移行財務諸表の扱いが不明で、作成者と監査人で見解が異なる場合がある。
- 事務局提案には全体として賛成として処理。

決定事項	• 会議中に合意した修正を行うことを条件として、ED 第 91 号の SMC 1 と SMC 2 で提案した IPSAS 第 33 号の修正案に基づいて最終文書を開発すべきである。
事務局への指示	• 議案書 7.2.2 で提案された修正を最終文書に取り込む。 • 一定の財務諸表項目について、それらの項目に関する情報が入手できるにつれて、認識と測定に関する 3 年間の免除期間を徐々に適用し得るかを分析する。 • 議案書 7.2.2 の未検討事項についての提案を行う。 • ED 第 91 号に寄せられたコメントをレビューし、IPSASB 適用グループに回すべきコメントがないか判断する。

(4) SMC 2－IPSAS 第 33 号に「みなし原価」の用語定義を含める（7.2.3）

ED 第 91 号の SMC 2 は、IPSAS 第 46 号「測定」に掲載されているものと同じ「みなし原価」（deemed cost）の用語定義を、IPSAS 第 33 号に含めることを提案していた。回答者の 71% が賛成、19% が条件付きの賛成、5% が反対、5% が無回答であった。

SMC 2 には多くの支持が寄せられたので、事務局は IPSAS 第 33 号にみなし原価の用語定義を含めることを提案した。ただし、コメントの提案に基づき、みなし原価の用語定義の配置を本文第 8 項の途中から末尾に移動し、IPSAS 第 46 号で定義されている旨を追記することを提案して

いる。この修正に合わせて、BC15 項の「IPSAS 第 33 号は IPSAS 第 46 号よりも優先するので」の文言を削除する。

メンバーからは、みなし原価の定義と BC（結論の根拠）や IG（適用ガイダンス）との関係は整合しているのかという質問があり、事務局への指示事項となった。また、当該指示事項への対応を前提として、事務局提案に従って最終文書を作ることになった。

事務局への指示	- 議案書 7.2.2 で提案された修正を最終文書に取り込む。 - IPSAS 第 46 号「測定」のみなし原価の適用指針に参照する適用ガイダンスの案を作り、これが IPSAS 第 33 号の文脈にどのように適用できるかを検討する。
---------	---

(5) ED 第 91 号で提案する IPSAS（草稿）の番号と表題（7.2.4）

事務局は本プロジェクトの最終文書となる IPSAS の番号を、従来の IPSAS 第 33 号のままとし、表題の末尾に（2025）を追加することを提案した。IPSAS の初度適用基準は IPSAS 第 33 号、という認識が広く知れ渡っていることが理由である。

メンバーからは賛否両論の様々な意見が出たが、最終的には事務局案と IPSAS 第ゼロ号とする案の 2 種類の案について投票を行うことになり、事務局提案が賛成多数（15 名）で決まった。

決定事項	IPSAS 第 33 号という番号は、最終文書でも維持すべきである。
------	--

8. 適用後レビュー（アジェンダ 8）

(1) 適用後レビュー：IPSAS 第 18 号「セグメント別報告」をレビューする提案（8.2.1）

事務局は、適用後レビュー（PIR）の試行対象として IPSAS 第 18 号「セグメント別報告」をレビューすることを提案した。IPSAS 第 18 号の改訂は、前中期計画の策定時から関係者の要望が高かったプロジェクトである。IPSAS 第 18 号の元となった IAS 第 14 号「セグメント別報告」は IFRS 第 8 号「事業セグメント」に置き換わっており、IFRS との相違点が著しく大きい IPSAS となっている。また、他の IPSAS との関係が比較的少ない IPSAS であり、改訂による他の IPSAS への影響が少ない。

しかし、IPSAS 第 18 号を PIR の施行対象とする提案には反対意見が相次いだ。IPSAS 第 18 号の改訂は IFRS との整合性確保のためのプロジェクトになるので PIR とは性質が違ふ、セグメント別報告の再検討は複雑かつ幅広になり小規模プロジェクトには収まらない、等である。

IPSAS 第 20 号「関連当事者についての開示」ののほうが良いという意見が出て、IPSAS 第 20 号改訂のニーズについての簡便な調査を、2025 年 9 月に実施する公的部門基準設定主体フォーラム（PSSSF）で行うことになった。

決定事項	IPSAS 第 20 号「関連当事者についての開示」を対象として適用後レビューを行う。
------	---

事務局への指示	• 各国の基準設定主体に対し、その法域における IPSAS 採用についての調査を行う。 ➤ どの IPSAS が使用されているか。 ➤ IPSAS を採用する前に、どの IPSAS を修正又は採用したか。 ➤ どの IPSAS を採用していないか。 ➤ 修正した理由、又は採用しなかった理由。
---------	--

9. IASB の「引当金－的を絞った改善」プロジェクトの概要（アジェンダ 9）

IASB において現在進行中で、2024 年 11 月に公開草案が公表された「引当金－的を絞った改善プロジェクト」について、事務局の Sayja Barron 氏による教育セッション（研修）が行われた。引当金の計上要件のひとつである「過去の事象の結果としての現在の義務」について見直しをかける内容であり、今後、IPSAS 第 19 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」に影響する可能性がある。

IPSAS 第 19 号に対する影響の可能性について意見交換を行い、IASB の当該プロジェクトの進展を注視することを合意した。

10. 測定－適用フェーズ（アジェンダ 10）

(1) プロジェクトの説明と、これまでの進展

① プロジェクトの目的等

本プロジェクトは測定プロジェクトのフェーズ 2 である。フェーズ 2 は、各 IPSAS の当初認識と事後測定に、現在操業価値（以下、COV）の測定基礎概念が適用可能かどうかを評価することを目的としている。フェーズ 1 では、IPSAS 第 45 号「有形固定資産」についてのみ当該評価を行っており、フェーズ 2 では、その他の IPSAS が検討対象となる。

② これまでの進展

2022 年 12 月の会議で、2023 年 6 月会議からフェーズ 2 の検討を行うことが事務局長から提案された。その後、予定よりも早く 2023 年 3 月会議から検討を開始し、2024 年 6 月会議で ED 第 90 号「IPSAS 第 46 号「測定」の適用による IPSAS の修正」を承認し、2024 年 8 月に公表した。ED 第 90 号の開発過程の詳細については、[2024 年 6 月会議の報告記事](#)を参照されたい。今回は、ED 第 90 号に寄せられたコメントレターの初回検討を行った。

(2) ED 第 90 号に寄せられたコメントのレビュー（10.2.1）

事務局から ED 第 90 号「IPSAS 第 46 号「測定」の適用に基づく IPSAS の修正」に寄せられたコメントレターの概説があった。ED 第 90 号には SMC（コメント募集事項）が三つ設けられており、SMC 1 と SMC 2 にはそれぞれ二つの論点が含まれているので、合計で五つの論点についてコメントを募集していた。

多くの関係者が賛成の意見を寄せていたが、SMC 1 の後半の、IPSAS 第 31 号「無形資産」に現在操業価値の測定基礎概念を適用するべきであるという論点には、54%が賛成、31%が反対で、様々な意見が寄せられたため、他の論点と分けて 2025 年 6 月会議の議題とすることが説明された。そのうえで、測定タスクフォース議長の David Watkins 氏から、最終文書から IPSAS 第 31 号を除くべきかどうかについても初見コメントが欲しいとの説明があった。

メンバーからは、次のような意見が出ていた。

- ・ 無回答が結構たくさんあり、これを母集団から除いているが単純合計にすべき
- ・ 無回答である理由は今後の設問の参考になる
- ・ コメントの賛否割合で単純に方向性を決めるのではなく、コメント内容による示唆が重要

(3) SMC 1—現在操業価値の IPSAS 第 12 号「棚卸資産」への適用 (10.2.2)

SMC 1 は、棚卸資産の測定に現在操業価値の概念を次のように導入することを提案していた。

- ・ 当初測定においては、非交換取引で取得した棚卸資産に適用できること。
- ・ 事後測定においては、取得原価と現在再調達原価のどちらか低い方、という現行規定における現在再調達原価を現在操業価値に置き換える。

回答者の 77%が賛成、4%が条件付きの賛成、15%が反対、4%が無回答であった。

SMC 1 前半のこの提案には強力な支持が寄せられたので、事務局は ED の提案から方向性を変えずに最終文書を開発することを提案した。

メンバーからは、コメントを慎重に検討すべきであり、BC 草稿にも盛り込むべきであるとの意見があり、次の会議までに BC に反映することになった。

決定事項	・ IPSAS 第 12 号「棚卸資産」に現在操業価値を追加する提案は、最終文書にも取り入れる。
------	--

(4) SMC 2—現在操業価値の使用権資産への適用 (10.2.3)

SMC 2 は、使用権資産への現在操業価値の適用に関して次の 2 項目を質問していた。

- ・ 現在操業価値は使用権資産の事後測定に適用できる。
- ・ 上記に同意する場合、現在操業価値は IPSAS 第 46 号の現行のガイダンスを用いて適用できるか（測定技法としてインカム・アプローチを使用しなくてもよい）。

一つ目の設問は、回答者の 65%が賛成、8%が条件付きの賛成、15%が反対、12%が無回答であった。二つ目の設問は、回答者の 68%が賛成、5%が条件付きの賛成、9%が反対、18%が無回答であった。

SMC 2 の提案にはいずれも強力な支持が寄せられたので、事務局は ED の提案から方向性を変えずに最終文書を開発することを提案した。

メンバーからは、次のような意見が出ていた。

- ・ 部分的に同意のコメントには、適用で困っていると思われるものがある。設例が示せないなら何かしらの解決策を提示すべきと考える → 特定のコメントに過剰対応はしない。

- ・ 現在操業価値の使用は会計方針の選択であることについて、「結論の根拠」で説明を明確にすべきである。

決定事項	・ 現在操業価値は使用権資産の事後測定に適用可能である、という提案は、最終文書にも取り入れる。
事務局への指示	・ 「結論の根拠」で、IPSAS 第 46 号には、IPSAS 第 45 号「有形固定資産」の範囲内となる、使用権資産の事後測定において現在操業価値を見積もるための十分なガイダンスがあることを説明する。

(5) SMC 3－回収可能サービス価額の用語定義（10.2.4）

IPSAS 第 21 号「非資金生成資産の減損」は、非資金生成資産の帳簿価額が回収可能サービス価額を上回ったときに減損が生じると定めている。回収可能サービス価額は、当該資産の売却コスト控除後の公正価値、又は使用価値、のいずれか高い方とされている。SMC 3 は、この回収可能サービス価額の算定における使用価値を、現在操業価値に置き換えることを提案していた。回答者の 58% が賛成、23% が条件付きの賛成、12% が反対、8% が無回答であった。

事務局は、条件付き賛成のコメントを分析した結果、二つの項目を修正することを提案した。

- ・ IPSAS 第 21 号の第 39C 項は、IPSAS 第 46 号のガイダンスを超える内容なので削除し、関連するガイダンスを修正する。
- ・ IPSAS 第 21 号の BC36 項から BC45 項は、回収可能サービス価額の用語定義を IPSASB が検討した際の三つのアプローチを説明しているが、最終的にどのアプローチに決定したのかが不明確なので説明を補足する。

メンバーからは、第 39C 項の用語の削除については、「結論の根拠」でもっと説明が必要との意見が出ていた。

決定事項	・ IPSAS 第 21 号「非資金生成資産の減損」の回収可能サービス価額の定義を修正する提案は、最終文書にも取り入れる。 ・ IPSAS 第 21 号第 39C 項の、サービス提供能力のない資産の現在操業価値はゼロであることを説明する文章案は、最終文書では削除する。
事務局への指示	・ IPSAS 第 21 号の第 39C 項を削除することで必要になる、強制力のないガイダンスの修正案を示す。

(6) 会計上の見積りの用語定義（IPSAS 第 3 号）と、現在価値測定開示の改善（10.2.5）

ED 第 90 号の SMC 以外の箇所について寄せられたコメントに基づく修正提案である。

- ・ 「経常的な」(recurring) の用語を、IPSAS 第 12 号第 50A 項(b)などの特定のパラグラフから削除する。その代わりに、IPSAS 第 12 号第 50A 項(b)に「当初認識後に財政状態計算書に」を追記することによって現在価値測定の開示を事後測定に限定する。

- 「観察できないインプットを用いて見積もった公正価値測定」の文言を IPSAS 第 12 号第 50C 項(d)～(f)から削除する。他の現在価値測定開示と整合せず、IFRS 第 13 号の公正価値測定開示とも整合しないからである。

「経常的な」の用語削除については、特に意見は出なかった。公正価値測定開示の件については、インプットの観察可能・不可能との関連で起草を慎重に行うべきとの意見が出ていた。

決定事項	「会計上の見積り」の用語定義を追加する案は、最終文書にも取り入れる。 - 校正作業が行われることを前提として、IPSAS にわたる現在価値測定開示を改善する案は、最終文書にも取り入れる。
事務局への指示	議案書 10.2.5 で提案している、現在価値測定開示に関する校正上の修正を最終文書に取り入れる。

(7) SMC 1 の後半：IPSAS 第 31 号「無形資産」に現在操業価値の測定基礎を導入することに関する初見コメント

測定タスクフォース議長の David Watkins 氏から、最終文書から IPSAS 第 31 号への現在操業価値の適用に関するガイダンスを除くべきかどうか、については次回の議題だが、ここで初見コメントが欲しいとの要望があった。メンバーからは様々な意見が出た。

- 作業計画中間コンサルテーションでこの論点について触れるべき
- 現時点では IPSAS 第 31 号に現在操業価値を導入すべきではない。無形資産プロジェクトと相関関係があるので留意すべき。
- 無形遺産資産の検討を予定していたはずなので、範囲限定プロジェクトの候補として加えるべきではないか。

事務局への指示	- IPSAS 第 31 号「無形資産」に現在操業価値を追加すべきかどうかを分析する際には、無形資産に関するより広範な財務報告の枠組みを考慮する。これによって、ED 第 90 号における IPSAS 第 31 号の測定に関する修正案を進めるべきかどうかを IPSASB に助言を行う。 2025 年 6 月会議で最終文書の承認のための提案を行う。
---------	--

11. 財務諸表の表示（アジェンダ 11）

(1) プロジェクトの説明と、これまでの進展

本プロジェクトは、アカウンタビリティと意思決定に役立つように、IPSAS 第 1 号「財務諸表の表示」に代わる新しい IPSAS を開発することで、より良い財務情報のコミュニケーションを行えるようにすることを目的としている。

本プロジェクトは現在、コンサルテーション・ペーパー（以下、CP という）と、当該 CP に含まれる例示目的の公開草案（以下、IED という）の開発に向けた検討を行っている。これまでの

進展の詳細については、本報告記事の巻末「[参考情報その 2](#)」にまとめて記載しているので、必要に応じて参照されたい。

(2) 財政状態計算書における収益と費用の区分 (10.2.1)

議案書 11.3.1 の CP 第 4 章「財務業績計算書」の草稿について検討を行い、ページ毎のレビューも実施した。

メンバーからは様々な意見が出た。

- ・ 効率性と有効性の表示を考えると、財務・非財務の区分を認めるべき
- ・ 事業、投資、財務の区分はそんなに簡単ではなく、金融商品は特に難しい。
- ・ Capital transfer はどの区分になるのか？もっと明確化が必要。
- ・ 新しい区分によってどうなるのかを関係者に正しく伝えることが必要。
- ・ IPSAS 第 24 号で予算との調整は行っているので重複があるのでは。
- ・ ディスクレーマーについて、アウトカムが大幅に変更になった旨を記載して欲しい。
- ・ 公的部門における財務業績の定義を重視するべき。一方で IFRS との整合方針も重要。
- ・ 将来のサービス提供に対する投資と資金調達の重要性を考慮すべき。
- ・ IFRS 整合性の方針書と異なる指摘が多いことが実態。IFRS 以外の枠組みとの関係についても補足文書で明確化が必要である。
- ・ IFRS 第 18 号の適用可能性について関係者に CP で確認してはどうか。
- ・ CP 草稿における区分案は、どう公的部門に有用なのかがあまり強調されていない。
- ・ GFS に関する言及を含めるべき
- ・ タスクフォースは何か苦労した点があるか。→特に変わった論点はない。
- ・ CP では三つの選択肢を示すべき。

また、収益と費用の区分について、予備的見解の案を検討した。

予備的見解

IPSASB の予備的見解は、IFRS 第 18 号に沿って、余剰又は欠損として認識された収益項目及び費用項目を財務業績計算書において区分表示することを主体に要求することである。

IPSASB の予備的見解に同意するか。

同意しない場合、その理由を、どのように変更すべきかを明確に述べて示されたい。

表示区分を作ることには賛成意見が多数であったが、具体的な中身で意見が分かれた。

IFRS 第 18 号ベースの区分とすることかどうかについて意見が分かれたので投票を行ったところ、13 名が賛成、公的部門特有のカテゴリーを支持する者が 3 名、GFS ベースを支持する者は 2 名という結果であった。

決定事項

- ・ CP の第 4 章では、公的部門の主体にとって十分に広範で、有用かつ適用可能であり、国際的なコンセンサスを得られるような、公的部門特

	有の区分を何種類か特定することには、包括的な課題があることを認識すべきである。
事務局への指示	- CP 第 4 章の草稿には、財務業績計算書上で余剰又は欠損として認識される収益・費用項目を分類するための GFS に整合するアプローチの選択肢を含める。 - 第 4 章の草稿を修正してメンバーのコメントを反映し、アプローチ案に関する IPSASB の議論を反映するように説明文を修正する。 - 区分については IFRS 第 18 号と整合させるという暫定的な見解を踏まえ、主要な事業活動及び財務諸表項目に関する IFRS 第 18 号のガイダンスが財務業績計算書に適切であるかどうかを検討する。 - CP の付録として、IPSASB の概念フレームワークの関連する部分の抜粋を付ける。

(3) 余剰又は欠損ではないものとして認識した収益と費用の表示 (10.2.2)

議案書 11.3.2 の CP 第 5 章「純資産・持分変動計算書」の草稿について検討を行った。

また、二つの予備的見解の案を検討した。

予備的見解	IPSASB の予備的見解は、純資産・持分変動計算書に余剰又は欠損ではないものとして認識された収益項目及び費用項目を表示する IPSAS 第 1 号 の要求事項を維持・強化することである。
IPSASB の予備的見解に同意するか。	同意しない場合、その理由を、どのように変更すべきかを明確に述べて示されたい。
予備的見解	IPSASB の予備的見解は、純資産・持分変動計算書上の余剰又は欠損ではないものとして認識される収益項目及び費用項目を指すために「その他の財務業績」という用語を使用し、さらに、余剰又は欠損とその他の財務業績の合計を指すために「総財務業績」を使用することである。
IPSASB の予備的見解に同意するか。	同意しない場合、その理由を、どのように変更すべきかを明確に述べて示されたい。

決定事項	IPSASB が IPSAS 第 1 号の表示の要求事項を維持・強化するための予備的見解を最終決定する場合、余剰又は欠損の外で認識される収益・費用項目を指す新しい用語を導入するのではなく、注記開示に含めるべき追加情報を共有するよう回答者に求めるべきである。
事務局への指示	CP 第 5 章の草稿を修正してメンバーのコメントを反映し、アプローチ案に関する IPSASB の議論を反映するように説明文を修正する。

12. 作業計画の中間コンサルテーション（アジェンダ 12）

現行の中期計画期間は 2024 年～2028 年の 4 年間である。その中間にあたる 2025 年末を目標に、作業計画に関する中間コンサルテーションを公表し、進行中のプロジェクトや今後のプロジェクト候補について関係者の意見を募る予定である。

(1) 中間コンサルテーションの流れ（12.2.1）

「2024－2028 戦略及び作業計画」で定めた中間コンサルテーションの流れについて事務局が概説を行った。財務報告プロジェクトの候補一覧に優先順位を付けなくしたことについて、何か説明しないと関係者に誤解が生じるとの意見が出た。

(2) 財務報告プロジェクト（12.2.2）

中間コンサルテーションで提案する主要な財務報告プロジェクトの案について検討した。メンバーからは次のような意見が出た。

- ・ PIR から IPSAS 第 18 号「セグメント別報告」を外したので、こちらで扱うことになる。
- ・ IPSAS 第 21 号も測定に関連で候補に挙がっていたはず
- ・ 公的部門用のプロジェクトを一つは載せるべきではないか → 租税支出が該当する。
- ・ RPG に対する説明が必要。サステナに向かって方向性が変わってきている。
- ・ カテゴリー 1（財務報告）と 2（PIR）の区別が難しい

決定事項	・ 指示事項が適切に対応されることを前提として、財務報告のプロジェクト案は適切である。
事務局への指示	・ 作業計画中間コンサルテーションの文書を次のように構成する。 ➤ 広範な財務報告・非財務報告・サステナビリティ報告の開発に関して、IPSAS の考え方を示す。 ➤ 過去のコンサルテーションよりも開かれたプロセスにすることで、回答者には IPSASB が検討していなかったプロジェクト案を示唆できるようにするとともに、彼らのニーズに照らすとどのプロジェクトが最も優先されるべきなのかを説明してもらう。 ➤ 議長のメッセージで、作業計画中間コンサルテーションと IPSASB の戦略目標の四つの主要分野との関連性を強調する。 ➤ 財務報告とサステナビリティ報告のプロジェクト候補の一覧を付録として含める。 ➤ 適用後レビュー（PIR）とは何かを説明し、PIR と財務報告プロジェクトの違いを強調する。 ➤ IPSASB の文献（IPSAS、RPG 等）のそれぞれの目的と相関関係を説明する。 ➤ 回答者に対して、何が求められているのか、IPSASB のプロジェクトの優先順位付けの規準をどのように活用すべきかを明確に示す

	SMC と指示書を作成し、三つの区分のそれぞれにおいてどのプロジェクトが最も優先度が高いのか、そしてなぜ IPSASB がそれらのプロジェクトを引き受けるべきなのかを説明する。 • 関連する IASB プロジェクトの結果に左右される、財務報告プロジェクトの予想開始時期を強調する。 • 「現在の IPSASB 作業計画」の図を更新し、IPSAS と GFSM の関係強化プロジェクトのフェーズ 2 と、重要性プロジェクトのフェーズ 3 を追加する。 • 関係者が優先順位を検討すべき財務報告プロジェクトの一覧に、IPSAS 第 18 号「セグメント別報告」を追加する。 • RPG 第 1 号及び RPG 第 3 号の採用に関する各国の規準設定主体からのフィードバックを分析し、(i) RPG 第 1 号「主体の財政の長期持続可能性に関する報告」に基づいた強制力のあるガイダンスの開発、及び (ii) RPG 第 3 号「サービス業績情報の報告」に基づいた強制力のあるガイダンスの開発プロジェクトを、サステナビリティ報告プロジェクト案の一覧に含める。
--	---

(3) 適用後レビュー（PIR）プロジェクト（12.2.3）

中間コンサルテーションで提案する PIR プロジェクトの案について検討した。プロジェクト自体に異論は出なかったが、PIR とは何かについて説明が必要との意見が出た。

決定事項	• 適用後レビューのプロジェクト候補の一覧は、作業計画コンサルテーションに含めるべきではない。
------	---

(4) サステナビリティ報告プロジェクト（12.2.4）

中間コンサルテーションで提案するサステナビリティ報告プロジェクトの案について検討した。特に異論は出なかった。

決定事項	• 指示事項が適切に対応されることを前提として、サステナビリティ報告のプロジェクト案は適切である。
------	---

3 日目の会議はここで終了し、議案書 12.2.5 と 12.2.6 については議論しなかった。

13. サステナビリティ：気候関連開示（アジェンダ 13）

(1) プロジェクトの説明とこれまでの進展

IPSASB は、近年のサステナビリティ報告に関するガイダンス開発ニーズの急速な高まりを受け、今後の方向性について広く意見を募集するため、2022 年 5 月に CP「公的部門のサステナビリティ報告の推進」⁴ を公表した。

2022 年 10 月会議から当該 CP に寄せられたコメントの分析を開始し、今後の IPSASB のサステナビリティ報告関連の活動の方向性について議論を重ね、2023 年 3 月会議で、「気候関連開示」の検討を行うことを合意し、2023 年 6 月会議でプロジェクト概要書⁵ を承認した。

その後、公開草案の開発に向けた作業を行い、2024 年 9 月会議でサステナビリティ報告基準（SRS）公開草案（ED）第 1 号「気候関連開示」⁶を承認し、同年 10 月に公表した。

(2) 気候関連開示 主要な決定事項の振り返り（13.2.1）

これまでの主要な決定事項について事務局が概説した。

(3) アウトリーチ活動のまとめ（13.2.2）

SRS ED 第 1 号「気候関連開示」のコンサルテーションを支援、当該コンサルテーションについて国際的に十分な関係者への接触と意見の吸い上げを行うために行ってきた主要なアウトリーチ活動について事務局が概説した。

(4) コンサルテーションに対するコメントの管理方法（13.2.3）

2025 年 2 月に、サステナビリティ報告基準公開草案（SRS ED）第 1 号「気候関連開示」のコメント募集期間が終了し、合計 70 通のコメントレターが寄せられた。今回はコメントレターそのものではなく、その分析方法についての議論が行われた。

受取ったコメントレターには様々な意見が含まれている。そこでコメントを大きく原則に関するものと解釈に関するものの 2 種類に区分する。まず原則に関するコメントを分析し、その結果を 2025 年 12 月承認予定の最終文書（SRS 第 1 号）に反映する。

IPSASB としては異例のことであるが、最終文書公表後も、解釈に関するコメントについて検討を続け、利用者にフィードバックする。詳細は今後の会議で検討する。

決定事項	事務局への指示事項が適切に対応されることを前提として、解釈に関連する論点を本プロジェクトの継続的なフェーズで扱うことは適切である。
------	---

⁴ 解説記事あり。[【IPSASB】国際公会計基準審議会（IPSASB）「コンサルテーション・ペーパー「公的部門のサステナビリティ報告の推進」」の解説](#)

⁵ 気候関連開示のプロジェクト概要書

⁶ 解説記事あり。[【IPSASB】国際公会計基準審議会（IPSASB）サステナビリティ報告基準 公開草案第 1 号「気候関連開示」の解説](#)

事務局への指示	• コンサルテーション結果の分析と、主要な論点の分類を行うに際し、柔軟性と透明性を確保する。
---------	--

(5) プロジェクト管理 次のステップ (13.2.4)

SRS ED 第 1 号「気候関連開示」の開発に関する今後の予定について、事務局が説明した。

以 上

参考情報その 1（2025 年 3 月 27 日時点）

1. 近年に公表済みの基準書等（原文と日本語解説記事）
2. IPSAS と日本の政府会計の比較研究
3. 基準書の日本語訳
4. コンサルテーション文書・公開草案と、その解説記事、提出コメントレター
5. 過去の IPSASB 会議の報告記事
6. IPSASB のボードメンバー

個別の記事・文書等へのリンクが無効となっている場合には、以下を確認されたい。

公表文書の原文	IPSASB のウェブサイト	リンク
文書の日本語訳	日本公認会計士協会のウェブサイトの「専門情報」から「翻訳」	リンク
解説記事	同じく「専門情報」から「国際動向紹介」	リンク
提出コメントレター	同じく「専門情報」から「専門情報一覧」	リンク

1. 近年に公表済みの基準書・改訂文書等（原文と日本語解説記事）

基準書等	公表年月	原文	解説記事
「サステナビリティ・プログラム情報の報告—RPG 第 1 号及び第 3 号の修正：強制力のないガイダンスの追加」	2023/05	リンク	リンク
概念フレームワークの改訂：第 7 章「財務諸表における資産及び負債の測定」	2023/05	リンク	リンク
概念フレームワークの改訂：第 5 章「財務諸表の構成要素」	2023/05	リンク	
概念フレームワークの改訂：第 3 章「質的特性」	2023/10	リンク	
IPSAS 第 45 号「有形固定資産」	2023/05	リンク	リンク
IPSAS 第 46 号「測定」	2023/05	リンク	リンク
IPSAS 第 47 号「収益」	2023/05	リンク	リンク
IPSAS 第 48 号「移転費用」	2023/05	リンク	リンク
IPSAS 第 49 号「退職給付制度」	2023/11	リンク	リンク
IPSAS の改善 2023	2024/04	リンク	リンク
「戦略及び作業計画 2024-2028」	2024/10	リンク	執筆予定
「コンセッションナリー・リース及び資産に対する権利を譲渡するその他の取決め（IPSAS 第 43 号、IPSAS 第 47 号及び IPSAS 第 48 号の修正）」	2024/10	リンク	リンク
IPSAS 第 50 号「鉱物資源の探査及び評価」	2024/11	リンク	執筆予定
「露天掘り鉱山の生産フェーズにおける剥土コスト（IPSAS 第 12 号の修正）」	2024/11	リンク	執筆予定
2024 年版ハンドブック	2024/12	リンク	—

基準書等	公表年月	原文	解説記事
IPSAS の修正：特定の IFRIC 解釈指針	2025/01	リンク	執筆予定

2. IPSAS と日本の政府会計の比較研究

日本公認会計士協会 公会計委員会研究報告第 28 号

「[国の財務書類の課題～国際公会計基準（IPSAS）との比較～](#)」（2022/03）

3. 基準書の日本語訳

基準書等	翻訳公表	日本語訳
公的部門の主体による一般目的財務報告の概念フレームワーク（仮訳）	2015/07	リンク
IPSAS 第 40 号 公的部門の結合（2016 年 1 月初公表版）	2018/03	リンク
（2021 年ハンドブック版） IPSAS 第 1 号 財務諸表の表示 IPSAS 第 2 号 キャッシュ・フロー計算書 IPSAS 第 3 号 会計方針、会計上の見積もりの変更及び誤謬 IPSAS 第 4 号 外国為替レート変動の影響 IPSAS 第 5 号 借入コスト IPSAS 第 9 号 交換取引から生ずる収益 IPSAS 第 10 号 超インフレ経済下における財務報告	2022/08	リンク

4. 近年に公表されたコンサルテーション文書・公開草案と、その解説記事、提出コメント

進行中のプロジェクトの文書は、数年前のものも掲載している。

コンサルテーション文書・公開草案等	公表	原文	解説記事	コメント
公開草案第 84 号「コンセッションナリー・リース及び無償取得使用権資産（IPSAS 第 43 号及び IPSAS 第 23 号の修正）」	2023/01	リンク	リンク	リンク
公開草案第 85 号「IPSAS の改善 2023」	2023/10	リンク	リンク	なし
コンサルテーション・ペーパー「戦略及び作業計画 2024-2028」	2023/10	リンク	なし	リンク
公開草案第 86 号「鉱物資源の探査及び評価」及び 公開草案第 87 号「露天掘り鉱山の生産フェーズにおける剥土コスト（IPSAS 第 12 号の修正）」	2024/01	リンク リンク	リンク	リンク
公開草案第 88 号「資産に対する権利を譲渡する取決め（IPSAS 第 47 号及び IPSAS 第 48 号の修正）」	2024/03	リンク	リンク	なし
公開草案第 89 号「IFRIC 解釈指針を考慮した修正」	2024/04	リンク	リンク	なし

コンサルテーション文書・公開草案等	公表	原文	解説記事	コメント
公開草案第 90 号「IPSAS 第 46 号「測定」の適用による IPSAS の修正」	2024/08	リンク	リンク	リンク
公開草案第 91 号「「国際公会計基準（IPSAS）の初度適用」の限定的な範囲の改訂」（IPSAS 第 33 号の修正）」	2024/08	リンク	リンク	リンク
サステナビリティ報告基準公開草案第 1 号「気候関連開示」	2024/10	リンク	リンク	リンク
公開草案第 92 号「有形天然資源」	2024/10	リンク	リンク	リンク

5. 過去の IPSASB 会議の報告記事

開催年月	開催国／都市	報告記事
2023/02	バーチャル開催	リンク
2023/03	アメリカ合衆国／ワシントン D.C.	リンク
2023/06	カナダ／トロント	リンク
2023/07	バーチャル開催	リンク
2023/09	スイス／チューリッヒ	リンク
2023/10	バーチャル開催	リンク
2023/12	カナダ／トロント	リンク
2024/03	アメリカ合衆国／ニューヨーク	リンク
2024/05	バーチャル開催	リンク
2024/06	カナダ／トロント	リンク
2024/07	バーチャル開催	リンク
2024/08	バーチャル開催（任意参加・非公開）	なし
2024/09	ベルギー／ブリュッセル	リンク
2024/12	サウジアラビア／リヤド	リンク

6. IPSASB のボードメンバー（2025 年 3 月会議時点）

氏名（役職）	出身国	所属等	就任
Ian Carruthers（議長）	イギリス	CIPFA 理事、元財務省	2016※
Patricia Siqueira Varela	ブラジル	サンパウロ大学教授	2020
Scott Showalter	アメリカ	ノースカロライナ大学教授 元 FASAB、元 KPMG	2020
Kamira Sanchez Nicosia	パナマ	EY	2020
小林 麻理	日本	早稲田大学大学院政治学研究科教授 元会計検査院	2021
Hervé-Adrien Metzger	フランス	会計検査院	2021

参考情報その 1

氏名（役職）	出身国	所属等	就任
Renée Pichard	カナダ	デロイト、元会計検査院	2021
Abdullah Al-Mehthil	サウジアラビア	財務省	2022
Maik Esser-Müllénbach	ドイツ	会計検査院	2022
Claudia Beier	スイス	スイス・チューリヒ州	2022
Nor Yati Ahmad	マレーシア	財務省	2023
Andrew van der Burgh	南アフリカ	プレトリア大学、ASB、元デロイト	2023
Jona Wala	ケニア	ケニア会計士協会理事	2023
Angela Ryan	ニュージーランド	財務省	2024
Yacouba Traoré	ブルキナファソ	ONECCA-BF 代表	2024
Karen Sanderson	イギリス	元 CAG メンバー、CIPFA	2025
Sung-Jin Park	韓国	延世大学教授、元 KIPF	2025
Yun Huang	中国	財務省	2025

※ Ian Carruthers 議長の任期は 2025 年末まで。

議長以外のボードメンバーの任期は最長で 2 期 6 年間（暦年）。

参考情報その2 各プロジェクトの過去の報告記事まとめ

過去の決定事項や事務局への指示事項を、参考情報として以下にまとめる。

アジェンダ4 IPSAS と GFSM の関係強化

アジェンダ5 重要性の判断の行使

[アジェンダ11 財務諸表の表示](#)

アジェンダ4. IPSAS と GFSM の関係強化（今回の会議の記事は[こちら](#)）

1. 2024 年 12 月会議

(1) プロジェクト概要書の検討（5.2.1）

事務局は、プロジェクト概要書の草稿について説明した。

決定事項	「IPSAS と GFSM のリンクを強化する」ことが本プロジェクトの目的である。 - 次の2段階で実施することを「プロジェクト概要書」に記載する。 - IPSAS と GFSM2014 に既に整合性が保たれている分野、又は IPSAS に GFSM2014 との整合性を保つことができる選択肢が存在している分野を明確にする。 - GFSM2014 の改訂プロセスにおける、IPSAS と GFSM2014 の間で整合性を増加させられる機会を識別する。
事務局への指示	- IPSAS と GFSM の整合性ダッシュボードを新しく作る。 - IPSAS 第 22 号に対する適用ガイダンスの追加案と、個々の IPSAS に追加する「GFS との比較」案を作成する。

アジェンダ5. 重要性の判断の行使（今回の会議の記事は[こちら](#)）

1. 2024 年 12 月会議

(1) プロジェクトの背景（4.2.1）

事務局は、本プロジェクトの予備調査の成果と、プロジェクトの範囲案を説明した。また、プロジェクト概要書の草稿についても説明した。その後の質疑を経て、本プロジェクトは3段階に分けて実施することが決定された。

決定事項	- 本プロジェクトは次の3段階で実施する。プロジェクト概要書の記載をその旨、修正する。 - IPSASB の財務報告ガイダンスにおける「重要性」の用語定義の一貫性について調査する。 - IFRS 実務記述書第2号「重要性の判断の行使」に基づいた財務報告用のガイダンスを開発する。
------	---

	3. IPSASB SRS に基づくサステナビリティ報告書を作成する際の重要性の判断の行使に関するガイダンスを開発する。
事務局への指示	- 上記の 3 段階のアプローチについて、関係者へのコミュニケーションの方法を検討する。 - IFRS 実務記述書第 2 号に基づく「規範性のない」ガイダンスを、現行の IPSAS の中で定めるべきなのか、分析する。 - 狭い範囲のプロジェクトという前提を守りつつ、重要性の判断を行使する際の認識と測定に関し、公的部門用の設例の可否を検討する。

アジェンダ 11 財務諸表の表示（今回の会議の記事は[こちら](#)）

1. プロジェクト概要書の開発段階（2022 年 12 月～2023 年 9 月）

プロジェクト概要書の開発の詳細については、2024 年 9 月会議以前の報告記事を参照。
ここでは決定事項と事務局への指示事項をまとめて掲載している。

2023 年 6 月会議

決定事項	- 本プロジェクトは、IPSAS 第 1 号「財務諸表の表示」が扱う財務諸表に焦点を当てるべきである。 - 財務諸表の表示に関する新しい IPSAS は、現行の IPSAS 第 1 号に代わるものとして開発すべきである。 - 本プロジェクトには、コンサルテーション・ペーパーの開発段階を設けるべきである。また、当該コンサルテーション・ペーパーには、説明用の公開草案を含める。 - プロジェクト概要書には、以下の論点を含める。 ➤ 概念フレームワークと、財務諸表の表示の整合性 ➤ 予算対実績報告のアカウンタビリティの大切さ、及び本プロジェクトと IPSAS 第 24 号「財務諸表における予算情報の表示」の関係の潜在的な特性や程度 ➤ 政府財政統計との整合性 ➤ IFRS との整合性の適切な程度。特に次の 2 項目 ・ IAS 第 1 号「財務諸表の表示」における「その他の包括利益（OCI）」 ・ 主要財務諸表プロジェクトで開発中の財務業績計算書の段階利益
事務局への指示	- IPSAB のプロジェクトから学ぶべき点について、プロジェクト概要書で説明する。 - IPSAS 第 2 号「キャッシュ・フロー計算書」は本プロジェクトの範囲外であるが、IPSAS 第 2 号に対する修正の可能性についてプロジェクト概要書で説明する。

	- IPSAS 第 49 号（草稿）に含まれる定義に関するメンバーからのコメントを、「適用指針」と「結論の根拠」に反映する。 - IPSAS 第 1 号の改廃が IPSAS 第 24 号「財務諸表における予算情報の表示」にどのように影響するのかについて、IPSAS 第 24 号に関する教育セッションを行う。 - プロジェクト概要書で、アカデミック・アドバイザー・グループが公募中の研究結果に言及する。 - その他の IPSASB の討議内容をプロジェクト概要書に反映・修正し、2023 年 9 月会議で提示する。
--	--

2023 年 9 月会議

決定事項	プロジェクト概要書「財務諸表の表示」（草稿）を承認する。
事務局への指示	メンバーが会議中に提起した校正上の指摘をプロジェクト概要書に反映する。

2. 2023 年 12 月会議

(1) 様々な表示アプローチを認める (9.2.1)

事務局は、CP において様々な表示アプローチを認めることを提案した。具体的には、GFS に沿った表示アプローチや、IFRS に沿った表示アプローチを例示することである。

公的部門の主体にとって柔軟性が向上し、財務諸表の利用者にとって、個別の法制度における検討事項に基づいた、より有用な表示を提供することになるとして、様々な表示アプローチを認めることを支持する IPSASB のメンバーが多かった。

決定事項	本プロジェクトの CP フェーズでは、様々な表示アプローチを IPSAS で示すことを探求すべきである。これによって、国・地域の考慮事項に基づいて財務諸表の理解可能性の改善を柔軟に行えるようになることが期待される。
事務局への指示	CP で様々な表示アプローチを探求することについて、フォーカス・グループやラウンドテーブルを通じて利用者の見解と支持を確認する。

(2) CP 草稿 第 1 章：プロジェクトの全体像 (9.2.2)

事務局は、CP 草稿の第 1 章「プロジェクトの全体像」について意見を求めた。

決定事項	CP 草稿の第 1 章は、プロジェクトの目的、主要なドライバー、範囲及びプロジェクトを実施する理由を適切に反映している。
事務局への指示	CP 草稿の第 1 章について、IPSASB の議論で生じたコメントを反映して更新する。特に、読みやすくするために第 1 章全体を短くする。

(3) CP 草稿 第2章：財務諸表の目的 (9.2.3)

事務局は、CP 草稿の第2章「財務諸表の目的」について意見を求めた。

決定事項	CP 草稿の第2章は、概念フレームワークに基づいて財務諸表の目的を適切に反映している。
事務局への指示	CP 草稿の第2章について、IPSASB の議論で生じたコメントを反映して更新する。特に、読みやすくするために第2章全体を短くする。

(4) 財務諸表の表示 — ブレークアウト・セッションによる議論

今回の会議では、通常のメンバーによる議論のほかに、小グループに分かれてのブレークアウト・セッションが行われ、メンバー、TA、オブザーバー及び事務局が参加して、財務業績計算書における表示区分及び小計並びに経営者の定義する業績指標の導入について意見を出し合った。

事務局への指示	今後の CP 開発作業において、今回のブレークアウト・セッション中に参加者から得たフィードバックを考慮する。
---------	--

3. 2024 年3月会議**(1) 財務諸表の表示—プロジェクト管理 (12.2.1)**

事務局は、プロジェクトのこれまでの進捗について説明した。

(2) 全般的な表示の要求事項—定義 (12.2.2)

事務局は、概念フレームワークの用語定義との一貫性を確保するために、現在 IPSAS 第1号「財務諸表の表示」で示している財務諸表の構成要素の定義を更新することを提案した。

決定事項	- 財務諸表の構成要素の定義を、新 IPSAS に含める。 - 定義案は、2023 年 10 月改訂版の概念フレームワークの、財務諸表の構成要素のセクションと整合させる。
事務局への指示	- CP に、概念フレームワークの定義に基づいて財務諸表の構成要素の定義を含める。 - 負債に関する財務諸表の構成要素の定義案と他の IPSAS の関係について、修正や追加のガイダンスが必要になるかどうかを検討する。

(3) 全般的な表示の要求事項－比較情報の追加（12.2.3）

事務局は、本プロジェクトに、追加の比較情報について要求事項を導入することを提案した。

決定事項	過年度に報告した情報が修正再表示によって大きく影響を受ける場合には、比較期間のうち一番早い年度の期首時点の財政状態計算書を開示する要求事項を新 IPSAS に含める。
事務局への指示	CP に、このプロジェクトは「IASB 文書のレビュー及び修正に関する方針書」を適用して開発を行っていることを説明するセクションを設け、IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」から離脱する公的部門特有の理由に関するフィードバックを求める。

(4) 全般的な表示の要求事項－相殺（12.2.4）

事務局は、相殺に関する全般的な表示の要求事項を IPSAS 第 1 号から引き継ぐことを提案した。

決定事項	IPSAS 第 1 号の現行の相殺規定を引き継ぐ。
------	---

(5) 全般的な表示の要求事項－適正表示と IPSAS 準拠（12.2.5）

事務局は、「適正表示」と「IPSAS への準拠」に関する全般的な表示の要求事項を IPSAS 第 1 号から引き継ぐことを提案した。

決定事項	現行の IPSAS 第 1 号における「適正表示」と「IPSAS への準拠」に関する開示規定を引き継ぐ。
事務局への指示	IPSAS への準拠の開示には、追加のガイダンスが必要かどうかを検討する。特に、最新版ではない IPSAS を採用している法域について考慮する。

(6) ブレークアウト・グループ・ディスカッション－余剰・欠損ではない収益費用項目の表示

純資産・持分に直接認識している収益・費用項目について、以下の論点を議論した。

- ・ 現行のアプローチの長所と短所は何か？
- ・ これらの取引が現在表示されている表示箇所と方法について透明性を向上させるニーズがあるか？
- ・ これらの収益・費用項目を IFRS や GFS の表示アプローチと整合させることについて IPSASB はどの程度まで探求すべきか？
- ・ 考慮すべきであるその他の表示アプローチはあるか？

4. 2024 年 6 月会議

(1) コンサルテーション・ペーパーと例示用の公開草案の開発（8.2.1）及び 財政状態計算書の表示に関する要求事項（8.2.2）

事務局は、例示用の公開草案を含むコンサルテーション・ペーパー（CP）の開発の手順と概要を説明した。また、財政状態計算書の表示方法に関して、様々な論点の検討に用いたアプローチを説明した。

メンバーからのコメント

- CP 作成に当たり、何を提供するのかを常に念頭において欲しい。また、IFRS 第 18 号と概念フレームワークのどちらを CP では優先的に扱うのか、ここで明確にすべき。
- 例示目的の ED を作成することは良い考え。公的部門特有の問題として、主体がコントロールできない項目の存在があり、関係者はそこに対処されることを期待している。
- 概念と実務が対立するので、例示目的の ED を作成することに賛成。法域間の比較可能性が必ずしも重要ではない。比較可能性に関して、投資家の需要に立ち返るべき。

(2) 資産と負債の分類（8.2.3）

事務局は、新 IPSAS の要求事項の開発にあたり、次のアプローチを提案した。

- 財政状態計算書の本表上で資産と負債を分類する一般的な方法として、次の二つの方法を提案する。
 - 流動・非流動分類
 - 金融・非金融分類
- 例外的に、流動性の順番による配列を認める。

この提案によって、公的部門の主体は、主体の特徴、地域性、利用者ニーズなどを考慮した表示目的に合わせて、より柔軟に資産・負債を分類することが可能になる。

メンバーからのコメント

- CAG のメンバーの多くは、流動・非流動、金融・非金融、流動性配列から選択できるようにすることを支持していた。
- 金融・非金融の分類は IFRS 第 18 号にはないが、それをメインにすると、比較可能性に問題が生じるのではないか。メインのアプローチと、サブのアプローチに区分すべき。
- 財務諸表の利用者を念頭に置くことが必要。
- 金融商品は契約上の合意しか扱わないので、金融・非金融の分類にすると範囲が狭い。
- PFM 強化の観点から比較可能性は非常に重要なのでメッセージとして盛り込むべき。
- メインとサブに分けることに賛成。金融と非金融の区分をメインにすると、多くの意図しないリスクが生じるので、現行の流動・非流動をメインにすべき。
- 金融・非金融をメインにすると、CP 段階から大きな議論が生じるので、望ましくない。
- 世界的に、どのアプローチが使われているのか、データは存在するのか。

- ・ 現行アプローチを重視しつつ、他のアプローチにも柔軟性を持たせるべき。
- ・ 金融・非金融アプローチを導入したい主体があるので、検討すべき。
- ・ サービスの提供という行政の役割からは、流動・非流動アプローチが有用。

各メンバーが意見を述べた後、挙手による投票が行われた。オプション 1 は流動・非流動分類を義務付けて、注記による補足情報を提供できるようにする方法で、オプション 2 は流動・非流動分類と金融・非金融分類を選択できるようにする方法である。投票結果は、オプション 1 の支持者が 17 名、オプション 2 の支持者が 1 名となった。

決定事項	・ 財政状態計算書上で資産と負債を分類する一般的な方法として、IPSAS では流動・非流動アプローチを使用すべきである。
事務局への指示	・ 流動性配列アプローチを財政状態計算書の表示に使用する方法を維持すべきかどうかを検討する。 ・ 金融・非金融アプローチを採用するメリットを CP で説明し、IPSASB はそうではなく流動・非流動アプローチを採用した理由を説明する。

(3) 構成と小計 (8.2.4)

事務局は、財政状態計算書の構成と小計を、IFRS 第 18 号「財務諸表の表示及び開示」に整合させることを提案した。例示目的の公開草案 (IED) は、この提案に基づいて作られているが、財政状態計算書の構成や、小計を具体的に定めるものではない。また、現行の IPSAS 第 1 号「財務諸表の表示」の要求事項を実質的に変更するものではない。

メンバーからはコメントはなかった。

決定事項	・ IED では、財政状態計算書の表示構成について、主体が要求される事項は定めない。 ・ IED では、財政状態計算書における小計を定義すべきではない。
------	---

(4) 資産と負債の表示科目 (8.2.5)

事務局は、「のれん」を追加する以外には、IPSAS 第 1 号「財務諸表の表示」の現行の表示科目を変更しないことを提案した。

メンバーからのコメント

- ・ 新収益基準で定めた移転義務負債と移転権資産が表示項目例に挙がっていない。
- ・ 繰延税金資産・負債は、基準書が無いので表示していない。

決定事項	・ 財政状態計算書の本表に表示すべき具体的な資産・負債の表示科目の一覧は、IFRS 第 18 号「財務諸表の表示及び開示」に整合させる。
事務局への指示	・ IPSAS には、重要な場合には財政状態計算書の本表に表示すべき具体的な資産・負債の表示科目の一覧が掲載されるが、主体は、追加の表

	示科目を表示して財政状態の有用な概要を示すべきであることを、BC で強調すること。 財政状態計算書の本表か注記のどちらかで、未収税金の内訳額を表示すべきであると BC で説明する。
--	---

(5) 適用ガイダンス： 財務諸表の例示 (8.2.6)

事務局は、例示目的の公開草案において、資産と負債の分類方法が異なる 3 種類の財政状態計算書を例示することを提案した。

メンバーからのコメント

- 付録の財政状態計算書の表示例がかなり詳細で規則主義的な印象を受ける。

決定事項	規範性のない適用ガイダンスのセクションに、流動・非流動分類に基づく財政状態計算書の例を含めるべき。
事務局への指示	財政状態計算書の設例の草稿を再検討し、規則主義的ではなく原則主義的に見えるようにする。個々の表示科目は報告主体に関連性があり重要でない場合には財政状態計算書の本表上に表示する必要はないことを明確にする。

(6) 例示目的の公開草案の開発 (8.2.7)

事務局が、例示目的の公開草案 (IED) の作成方法と様式について説明した。

(7) 例示目的の公開草案—目的 (8.2.8)

事務局は、IED の「目的」のパラグラフを IFRS 第 18 号と整合させるとともに、IPSASB の概念フレームワークとの整合性もはかることを提案した。

メンバーからは特にコメントはなかった。

決定事項	提案された目的のパラグラフを IED に含める。
------	--

(8) 例示目的の公開草案—範囲 (8.2.9)

事務局は、範囲のパラグラフを IFRS 第 18 号と整合させるとともに、公的部門の特色を反映させることを提案した。また、IPSAS 第 1 号の範囲のパラグラフのうち、新 IPSAS にも目的適合かつ有用なパラグラフを引き継ぐことを提案した。

メンバーからのコメント

- IED の第 9 項は IFRS 第 18 号の第 7 項に基づいている。このパラグラフが公的部門にも適用されるかについて検討が必要ではないか。

決定事項	提案された「範囲」のパラグラフを IED に含める。ただし、第 8 項と第 9 項は削除する。
------	---

(9) 例示目的の公開草案—その他の用語定義 (8.2.10)

事務局は、前述したもの以外の用語定義について、IFRS 第 18 号の用語が公的部門用にも適切な場合には使用し、IPSAS 第 1 号の用語定義が適切な場合には引き継ぐことを提案した。

メンバーからのコメント

- 6.2.10 の 6 ページ目の冒頭で営業損益という用語定義を使用している。これは IFRS 第 18 号の定義だが、IPSASB では使用しない。

決定事項	提案されたその他の用語定義を IED に含める。
事務局への指示	予算情報への言及を確認して、IPSAS 第 24 号「財務諸表における予算情報の表示」における表示規定との一貫性を確保する。

(10) 例示目的の公開草案—財務諸表の目的 (8.2.11)

事務局は、財務諸表の目的に関するパラグラフについて、IFRS 第 18 号の記述が公的部門用にも適切な場合には使用し、IPSAS 第 1 号の記述が適切な場合には引き継ぐことを提案した。

メンバーからはコメントはなかった。

決定事項	提案された財務諸表の目的を説明するパラグラフを IED に含める。
------	---

(11) 例示目的の公開草案—財務諸表に関する責任 (8.2.12)

事務局は、財務諸表に関する責任のパラグラフ（IPSAS 第 1 号の第 19 項と第 20 項）について、IPSAS 第 14 号「後発事象」の適用ガイダンスのセクションに移動することを提案した。

メンバーからのコメント

- IPSAS 第 14 号に必要な事項は既に全て記載されており、移動は必要ないと思う。

決定事項	財務諸表に関する責任のパラグラフは、IPSAS 第 1 号に現在表示されているのと同様に IED にも引き継ぐ。
------	--

(12) 例示目的の公開草案—主要財務諸表と注記の役割 (8.2.13)

事務局は、主要財務諸表と注記の役割に関するパラグラフを例示目的の公開草案に含めることを提案した。また、当該パラグラフの内容を、IPSASB の概念フレームワーク、及び IFRS 第 18 号と整合させる。

メンバーからのコメント

- IFRS 第 18 号と整合させると、概念フレームワークと矛盾することにならないか。

- 表示する必要がない項目を示すと、原則の重要性が損なわれてしまう恐れがある。
- 適用指針案を見ると、疑問点が解消されるのではないか。
- 表示項目を変更すると監査に何らかの影響があるか？

決定事項	• 主要財務諸表と注記の役割を説明しているパラグラフ案を IED に含める。
事務局への指示	• 財務諸表と注記の役割について、基準書本文を補足する適用指針を確認する。また、IPSAS に準拠した財務諸表で表示する情報の選択について適切なガイダンスが提供されるようにする。

7. 2024 年 9 月会議

(1) CP と IED の開発 (9.2.1)

事務局が本プロジェクトの全体像と進捗について説明した。本プロジェクトは 2025 年 6 月の CP 承認を目指す長期のプロジェクトである。IED の目次を仮置きし、各章（第 1 章から第 6 章まで）についてステップ 1（論点検討）、ステップ 2A（IED 草稿のレビュー）、ステップ 2B（CP 草稿のレビュー）、の 3 段階の作業を行っている。IED の第 1 章「新しい表示基準の開発」は、ステップ 2B まで検討が完了している。今回の 2024 年 9 月会議では、IED の第 2 章「一般的な表示原則」と第 3 章「財政状態計算書」の範囲について、下表の各ステップの検討を行う。

ステップ 1（論点検討）	ステップ 2A（IED 草稿）	ステップ 2B（CP 草稿）
財務諸表の一般的な要求事項	財務諸表の一般的な要求事項	
	合算と分解	
	財政状態計算書	財政状態計算書

(2) CP 草稿－財政状態計算書 (9.2.2)

アジェンダ・ペーパーの 9.3.1 は CP 草稿の一部であり、序章「プロジェクトの概要」、第 1 章「新しい表示基準の開発」、第 3 章「財政状態計算書」の 3 章が含まれている。

うち、序章と第 1 章については 2023 年 12 月の会議で初稿をレビューし、その結果を踏まえて簡潔な内容に修正されている。

今回初めて示された第 3 章「財政状態計算書」の草稿には、2024 年 6 月の会議における財政状態計算書に関する論点の検討結果が反映され、以下の三つの論点について IPSASB の見解を示している。

第 3 章の論点	IPSASB の見解
資産と負債の分類	流動・非流動の分類を採用する。 流動性配列法を例外的に認める。 カナダ等で行われている金融・非金融の分類は認めない。
小計の表示	小計について具体的な規定は定めない。
勘定科目の表示	IPSAS 第 1 号が現在求めている表示科目を引き続き定める。

	ただし、「のれん」は他の無形資産とは区分表示する。
--	---------------------------

事務局は CP 草稿の第 3 章についてメンバーのコメントを求めた。

メンバーからの主なコメントは以下のとおり。

- ・ 図 1 の純資産の部の記載がおかしい。
- ・ 図 3 の記載項目が不足している。
- ・ 第 3.16 項で財務／非財務アプローチを紹介しているが、他にアプローチがないように読めるのでもっと広範に記載すべき。
- ・ 第 3.21 項で「現在は資産負債を金融／非金融に分類する普遍的な規準又は定義はない」とあるが、正しくない。金融商品基準から定義できるのではないか。
- ・ 第 3.22 項の 2 文目の記載をマイルドにするべき。
- ・ 表 3 の記載項目が不足している。
- ・ 脚注 18 の文章については審議済みか。→今後議論する。
- ・ 第 3.33 項について、小計は柔軟に設けることができるのか。
- ・ 有形天然資源についても資産例として記載すべき。
- ・ 第 3.34 項から 3.37 項で、純負債の表示ができないことが欠点である、と書かれているが、実現は困難だが努力すればできるので記載を変更するべき

決定事項	・ 財政状態計算書に関する CP 草稿の第 3 章は、IPSASB のこれまでの議論を適切に反映している。 ・ CP には、本プロジェクト現段階（フェーズ 1）で IPSASB が検討した主要な各論点について、予備的見解（PV）をその論拠の説明文とともに示すべきである。
事務局への指示	・ 特定の状況下で第三の財政状態計算書の表示を要求する提案について、CP に SMC を設ける。

(3) 例示目的の公開草案（IED）草稿の開発（9.2.3）

事務局は IED の草稿の開発状況について説明した。

アジェンダ・ペーパーの 9.3.2 は作成中の IED 草稿である。うち、「財務諸表の一般的な要求事項」「合算と分解」「財政状態計算書」の三つのセクションが今回の検討対象である。各セクションは、IPSASB の「IASB 文書に関する方針書」に従い、IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」をベースに、IPSAS 第 1 号「財務諸表の表示」の公的部門の主体用の規定を適宜追加する形式で作られている。

決定事項	・ IED は、CP の予備的見解に基づいて、提案された原則と要求事項がどのようになるのかを示すことに重点を置くべきである。「結論の根拠」のセクションは、CP の文章と、関係者のインプットを踏まえた IPSASB の見解に基づいて、本プロジェクトのフェーズ 2 で策定する。
------	---

(4) 例示目的の公開草案（IED）－財務諸表の一般的な要求事項（9.2.4）

IED 草稿の「財務諸表の一般的な要求事項」のセクションについて検討を行った。

メンバーからの主なコメントは以下のとおり。

- 第 55 項から第 57 項で、報告期間と報告日の記載に一貫性が必要ではないか。
- 第 65 項で、第三の財政状態計算書を要求しているのは現状の実務が変わることを意味するので強調が必要。AG26 項の記載との一貫性も必要。
- AG27 項には公的部門としての記載が欠けている。

決定事項	「財務諸表の一般的な要求事項」のセクションは、事務局の提案した文案に基づき、IED へ取り込むべきである。
------	---

(5) 例示目的の公開草案（IED）－合算と分解の原則（9.2.5）

IED 草稿の「合算と分解」の原則に関するセクションについて検討を行った。

メンバーからの主なコメントは以下のとおり。

- AG35 項で、公的部門の現在価値の記載が 2 種類ある点が考慮されていない。

決定事項	「合算と分解」のセクションは、事務局の提案した文案に基づき、IED へ取り込むべきである。
------	---

(6) 例示目的の公開草案（IED）－財政状態計算書（9.2.6）

IED 草稿の「財政状態計算書」に関するセクションについて検討を行った。

メンバーからの主なコメントは以下のとおり。

- 第 132 項で、移転費用、移転収益に言及する必要はない。削除した方がよい。
- 第 130 項の表示科目のリストに、IPSAS 第 47 号の収益項目や IPSAS 第 48 号の移転費用項目を追加してはどうか。
- AG103 項の流動性配列法に関する記載で、金融機関の記載が公的部門の主体に置き換わっているがよいのか。
- AG109 項で、流動負債の分類について通常の営業サイクルを採用している場合の記述があるが、政府の負債の場合について掘り下げた記載が欲しい。

決定事項	「財政状態計算書」の表示原則に関するセクションは、文案どおりに IED へ取り込むべきである。
------	---

(7) 財政状態計算書－流動性配列法（9.2.7）

事務局は、財政状態計算書の表示方法として、IPSAS 第1号やIFRS 第18号と同様に、流動性配列法を例外的に認めることを提案した。

メンバーからの主なコメントは以下のとおり。

- ・ 流動性配列法を維持する提案に賛成。
- ・ 政府全体報告の場合、流動性配列法は非常に効果的な場合がある。
- ・ IFRS と可能な限り整合させるべきである。

決定事項	・ 流動性配列法と、財政状態計算書の表示に関する混合表示アプローチは、IPSAS 第1号「財務諸表の表示」と整合するように、IED でも保持すべきである。
事務局への指示	・ CP の第3章において、流動性配列法と混合表示アプローチを財務諸表の表示方法として維持する根拠を強調し説明する。

8. 2024 年 12 月会議**(1) プロジェクトの全体像と次のステップ（7.2.1）**

事務局がプロジェクトの全体像と、進捗状況を説明した。CP の承認は 2025 年 9 月会議を予定しているので、今回を含めて4回の会議でCP と IED を完成させる必要がある。

(2) 財務業績計算書における区分（7.2.2）

事務局は、次の事項を提案した。

- ・ 財務業績計算書上で、収益と費用を区分表示することを求める。そうすることで、財務諸表の利用者は財務業績情報をより理解でき分析できる。
- ・ IFRS 第18号とその表示区分に整合させる。そうすることで、公的部門の主体が各区分の目的、意図、構成を理解できるようにする。

決定事項	・ 収益項目と費用項目を「余剰又は欠損」に区分することが概念上は有用である。そうすることで、財務諸表の利用者が財務業績情報を理解し、分析し、比較できるようになる。 ・ 財務情報の主な利用者は様々であり、公的部門の主体の財務情報の比較可能性にも主な利用者次第で様々なニーズがある。この IPSASB の見解を CP で説明すること。
事務局への指示	・ 報告主体とその利用者の例、及び表示の要求事項の考え方を検討し、公的部門の財務業績報告書に区分を導入する方法について熟慮する。

(3) 財務業績計算書における合計と小計 (7.2.3)

事務局は、次の事項を提案した。

- 財務業績計算書上で、「余剰又は欠損」の合計を表示することを求める。IPSAS 第 1 号「財務諸表の表示」で要求されている内容と同様である。これは主体の全体的な財務業績を示す有用な指標であり、IFRS 第 18 号とも整合している。
- 「事業余剰又は欠損 (operating surplus or deficit)」と、「財務前余剰又は欠損 (surplus or deficit before financing)」の二つの新しい小計を定義し表示することを求める。IFRS 第 18 号に基づき、公的部門用の調整を加えたものになる。
- IFRS 第 18 号と同様に、一定の要件を満たす場合には小計を主体の任意で追加することを認める。

この議題については、前項の決定事項に記載した「余剰又は欠損」の区分表示を除き、否定的な意見もあり、結論はまとまらなかった。

(4) ブレークアウト・セッション (7.2.4)

IPSASB のボードメンバー、テクニカル・アドバイザー、オブザーバーが参加して、約 10 名ずつの小グループに分かれてブレークアウト・セッションが行われた。終了後、各グループの代表が発表を行い、その内容に基づいて事務局への指示が下された。

議題は次の 2 項目であった。

議題 A :	財務諸表の「余剰又は欠損」外に認識される収益・費用について、透明性を向上させるとともに、コミュニケーションを改善する必要があるか。
議題 B :	議題 A に同意する場合、当該収益・費用の配置と、定義をどうするべきか。

事務局への指示	- IASB がどの収益・費用項目を損益外で認識するかを決定した方法を確認する。当該決定は、IPSASB の「余剰又は欠損」外で認識される収益・費用項目に関する決定の基礎となったからである。 - 次の(A)(B)について、それぞれの利点と欠点を評価する。 (A) コミュニケーションを改善するために、IPSAS 第 1 号「財務諸表の表示」の要求事項を強化して維持すること、及び (B) 透明性を高め、コミュニケーションを改善するために、「余剰又は欠損」外の収益・費用を説明するために提案された用語を使用して、IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」の要求事項に合わせる。
---------	--

以 上